


令和3年度 事業報告書

 **西多摩地域広域行政圏協議会**

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市
瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

目 次

1 会議等	
(1) 会議等開催状況	1
(2) 会議等内容	2
2 部会および分科会等の活動	5
3 要望行動	
(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望	6
(2) 2022年ダイヤ改正に関する緊急要望	19
4 共同事業	
(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会	20
(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	22
(3) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業	26
(4) 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業	28
(5) 西多摩地域魅力発信PR事業	28
(6) 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業	29
(7) アートビューイング西多摩2021	29
5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用	30
6 後援名義の使用承認	31
7 令和3年度歳入歳出決算	
(1) 総括表	34
(2) 令和3年度歳入歳出決算事項別明細書	
一般会計	35
西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計	37
西多摩地域魅力発信PR事業特別会計	38
西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計	39
西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計	40
西多摩地域広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計	41
8 実施計画事業に対する財源確保状況	
東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業	42
付 属 資 料	43
○ 協議会規約 ○ 副市町村長会規程 ○ 教育長会規程 ○ 審議会規程 ○ 幹事会規程	
○ 分野別検討部会規程 ○ 「開発部会」設置要領 ○ 「生活部会」設置要領	
○ 「産業部会」設置要領 ○ 「教育文化部会」設置要領 ○ 「環境部会」設置要領	
○ 協議会委員名簿 ○ 副市町村長会委員名簿 ○ 教育長会名簿 ○ 審議会委員名簿	

1 会議等

(1) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会（注）	5
2	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（注）	3
3	西多摩地域広域行政圏協議会教育長会（注）	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会審議会（注）	2
5	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（注）	4
6	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議（注）	4
7	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会・分科会）（注）	3
8	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会・分科会）（注）	2
9	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会・分科会）（注）	3
10	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会等）（注）	4
11	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会等	1
12	要望活動	1

注 一部資料送付による会議開催

(2) 会議等内容

年月日	会議名等	会議等の内容
3. 4. 30	第1回 幹事会 第1回 事務局会議 ※ 書面開催	(議題) 1 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程(案)について 2 令和3年度以降のJR要望活動について 3 西多摩地域広域行政圏協議会におけるホストタウン登録申請について (報告事項) 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について
5. 19	生活部会 第1回 介護保険分科会 ※ 書面開催	(議題) 1 介護保険分科会共同事業スケジュールについて 2 令和3年度医療介護関係者研修について 3 令和3年度住民向け講演会について 4 在宅医療・介護ガイドブックの更新について 5 令和4年度地域包括ケアシステム連携事業等にかかる調査内容について
5. 27	産業部会 第1回 観光振興分科会 ※ 書面開催	(議題) 1 令和3年度西多摩地域魅力発信PR事業(事務日程)について 2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた魅力発信事業について 3 令和3年度における西多摩フェアについて 4 令和4年度西多摩地域入込観光客数調査について
5. 28	協議会(臨時会) ※ 書面開催	(議題) 西多摩地域広域行政圏協議会 監事の指名について
6. 24	開発部会 第1回 公共交通問題分科会	(議題) 令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について (報告事項) 今後の日程について
6. 24	第2回 幹事会 第2回 事務局会議	(議題) 1 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 3 令和4年度西多摩地域入込観光客数調査について 4 審議会の開催数について
6. 28	第1回 教育長会	(議題) 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について (報告事項) 1 令和3年度多摩の子・多摩子ども詩集の作成について 2 「アートビューイング西多摩2021ー開花するアートー」について
7. 2	第30回西多摩地域広域行政圏体育大会 第4回 大会委員会	(協議事項) 1 大会開催要項の改訂について 2 第30回西多摩地域広域行政圏体育大会の開催について 3 その他
7. 7	第1回 副市町村長会	(議題) 1 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 3 令和4年度西多摩地域広域行政圏入込観光客数調査について (報告事項) 1 第30回西多摩地域広域行政圏体育大会について 2 西多摩地域広域行政圏協議会審議会の開催数について 3 西多摩地域広域行政圏協議会におけるホストタウン登録申請について 4 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7. 8	教育文化部会 第1回 図書館分科会 ※ 書面開催	(議題) 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について

年月日	会議名等	会議等の内容
7.13	第1回 協議会	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 3 令和4年度西多摩地域広域行政圏入込観光客数調査について 4 西多摩地域広域行政圏協議会審議会の開催数について 5 西多摩地域広域行政圏協議会における弔慰金等の対応について 6 協議会役員の改選について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第30回西多摩地域広域行政圏体育大会について 2 西多摩地域広域行政圏協議会におけるホストタウン登録申請について 3 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7.30	審議会	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について <p>(協議事項)</p> <p>西多摩地域広域行政圏協議会審議会の開催数について</p>
8.30	開発部会 第2回 公共交通問題分科会 ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について</p>
9.15	協議会(臨時会) ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会一般会計および特別会計にかかる予算の補正について</p>
10.8	教育文化部会 第1回 多摩子ども詩集分科会 ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和4年度多摩の子・多摩子ども詩集作成事業について</p>
10.12	教育文化部会 第2回 図書館分科会 ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について</p>
10.12	生活部会 第2回 介護保険分科会	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度地域包括ケアシステム連携事業について 2 令和4年度地域包括ケアシステム連携事業(案)について
10.12	産業部会 第2回 観光振興分科会	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度西多摩地域魅力発信PR事業について 2 令和4年度西多摩地域魅力発信PR事業について 3 大多摩ウォーキング・トレイル標識板について
10.14	教育部会 第1回 体育大会分科会 ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和3年度における西多摩地域広域行政圏協議会体育大会の中止に伴う負担金の取り扱いについて</p>
10.26	第3回 幹事会 第3回 事務局会議	<p>(議題)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度共同事業等進捗状況について 2 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程について
11.10	副市町村長会(臨時会) ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について</p>
12.9	協議会(臨時会) ※ 書面開催	<p>(議題)</p> <p>令和3年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について</p>

年月日	会議名等	会議等の内容
4.1.14	開発部会 第3回 公共交通問題分科会	(議題) 2022年3月ダイヤ改正に関する緊急要望について
1.20	第4回 幹事会 第4回 事務局会議 ※ 書面開催	(議題) 1 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 2022年3月ダイヤ改正に関する緊急要望について (報告事項) 令和3年度共同事業等進捗状況について
1.26	第2回 教育長会 ※ 書面開催	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏協議会教育長会会長の選任について 2 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について (報告事項) 令和3年度共同事業等進捗状況について
1.28	第2回 副市町村長会 ※ 書面開催	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会会長の選任について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 3 2022年3月ダイヤ改正に関する緊急要望について (報告事項) 令和3年度共同事業等進捗状況について
2.7	第2回 協議会 ※ 書面開催	(議題) 1 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 2022年3月ダイヤ改正に関する緊急要望について 3 西多摩地域広域行政圏協議会審議会(令和3年度全体会議)の開催方法について (報告事項) 令和3年度共同事業等進捗状況について
2.16	審議会 ※ 書面開催	(審議事項) 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会予算について (報告事項) 1 令和3年度共同事業等進捗状況について 2 令和4年度以降の審議会開催内容について
2.22	JR三線改善要望 2022年ダイヤ改正に関する緊急要望	青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出
2.24	産業部会 第3回 観光振興分科会 ※ 書面開催	(議題) 令和4年度における西多摩フェアの日程について

2 部会および分科会等の活動

(1) 部会および分科会

ア 開発部会

公共交通問題分科会、都市整備分科会

イ 生活部会

福祉分科会、保健医療分科会、介護保険分科会

ウ 産業部会

観光振興分科会

エ 教育文化部会

芸術文化鑑賞事業分科会、西多摩美術展分科会、社会教育分科会

体育大会分科会、図書館分科会、美術担当課長会議

多摩の子・多摩子ども詩集分科会

オ 環境部会

ごみ分科会、環境分科会、防災分科会

(2) 活動等

ア 開発部会（分科会）

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるJR三線の改善策について、引き続き要望の検討を行った。

イ 生活部会（分科会）

介護保険分科会では、西多摩地域における地域包括ケアシステム構築実現のため、多職種研修会をコロナ禍において実現するため検討を行った。

ウ 産業部会（分科会）

観光振興分科会を開催し、コロナ禍における西多摩地域魅力発信PR事業の内容を検討した。

エ 教育文化部会（分科会）

図書館分科会では、広域利用促進に向けてトートバッグの作製および広域利用事業の課題について検討を行った。また、多摩の子・多摩子ども詩集分科会では、詩集を発行するため検討を行った。

3 要望行動

(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、令和4年2月22日に東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長へ要望活動を行った。

[要望書]

西 広 協 第 5 5 号
令 和 4 年 2 月 2 2 日

東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社長 内 田 英 志 様

西多摩地域広域行政圏協議会
会 長 浜 中 啓 一

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について
向春の候、貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別の御高配を
賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって
必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしく願い申し
上げます。

以 上

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

重点要望事項

1 総括

(1) ダイヤ見直し

- ① 青梅線、五日市線について、平成27年3月のダイヤ改正前の運行本数の維持および確保
- ② 青梅線、奥多摩駅行き電車の夜間時間帯の増発
- ③ 八高線のラッシュアワー時間帯の増発

青梅線、五日市線および八高線は、住民の生活や地域の経済活動などに必要不可欠な基幹公共交通機関であります。減便による利便性の低下、30分を超える乗り継ぎ時間や混雑の発生により、住民から、増便を望む多くの声が寄せられています。また、これらの路線は、地域の観光振興という面から、欠かすことのできない重要な公共交通機関です。そのような状況にもかかわらず、平成27年3月以降、ダイヤ改正による減便が続くことや、運行本数の少なさは、定住促進や観光振興施策等、西多摩地域の発展にマイナス要因となっていることから、ダイヤ改正前の運行本数の維持および確保や増発について、強く要望いたします。(継続)

(2) 輸送力向上に資するプロジェクトの事業促進

- ① 青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進
- ② 中央線三鷹・立川間複々線化事業の促進

中央線三鷹・立川間立体化複々線事業および青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線および八高線の輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対して要望してきました。その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したところです。

この連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線および八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化(地下線化)事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。中央線複々線化については、平成28年4月の交通政策審議会の答申にも意義あるものと位置付けられており、早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備などを進めるよう、要望いたします。(継続)

(3) 災害対策および災害などによる運休時の対応

- ① 雪害対策のさらなる推進
- ② 運休時の代替手段の提供
- ③ 帰宅困難者対策への取組
- ④ 立木の適切な管理

雪害に対し、引き続き、降雪・除雪にかかる人員体制や除雪設備、沿線環境などの整備を進め、運休などの防止に努めるよう、要望いたします。また、災害などで、やむを得ず運休など発生する場合には、時間、期間および区間を極力短縮させたいと、代替バスなどの移動手段を提供することや運休した際の帰宅困難者対策を講じられるよう要望いたします。

また、近年、甚大な被害を及ぼす台風や大雨が相次いでいることから、沿線で倒木などが予想される立木の伐採については、引き続き災害を未然に防ぐ計画的な伐採をお願いするとともに、伐採が必要と思われる枯損木についても情報提供などを行いますので、緊急的な伐採も行っていただくよう要望いたします。また、JR敷地内においては、伐採を行ったままではなく、青梅線のイメージアップにつながるよう植栽を行い車窓景観の向上に努められるよう要望いたします。 (継続)

(4) 事前の情報提供について

- ① 運休時など運行情報の沿線自治体に対する情報提供
- ② ダイヤ改正や駅運営体制の変更などに関する関係自治体へ事前の情報提供

運休や間引き運転が実施される場合や、ダイヤ改正、駅員の削減および券売機の撤去などは、通勤通学をはじめとする住民の日常生活や事業者の経済活動などに大きな影響を与えるものであります。住民生活などに密接に連携しているものであり、早期にプレス発表を行っていただくとともに、自治体には積極的に情報提供を行うよう要望いたします。また、軽微な事業などについてはプレス発表もないことから、同様に関係自治体には事前の情報提供を行っていただくよう要望いたします。

併せて、2023年度末の中央線グリーン車両導入に伴う、中央線からの直通運転を行っている五日市線、八高線、また、ホリデー快速おきたま号およびあきがわ号などの運用について、早期に情報提供いただくよう、要望いたします。 (継続)

2 青梅線の改善について

項目	内容
輸送力増強	<p>① 青梅線と中央線の直通電車の増発と青梅駅以西の運行本数の増便 更なる輸送力の向上のため、直通電車・特別快速・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大を要望いたします。 また、青梅駅以西については、運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。（継続）</p> <p>② 青梅駅による乗り換え時間の短縮 青梅駅での分離運転による乗り換え時間の更なる短縮や、駅構内でのホームや改札における乗り継ぎ時刻の表示などその周知徹底をお願いいたします。 また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。（継続）</p> <p>③ 特急「おうめ」の改善 特急「おうめ」について、2020年3月のダイヤ改正で夕方の帰宅時間帯に1便増発されました。朝の通勤・通学時間帯についても、利用しやすいよう運行時刻の改善や増発（新宿駅に7時50分頃、8時20分頃、8時50分頃に到着する便）をお願いいたします。 また、福生駅、羽村駅、小作駅、東青梅駅の停車についてもお願いいたします。（継続）</p> <p>④ 始発時間、終電時間の改善 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう、青梅駅発の始発時間を早めることを要望いたします。 また、青梅線沿線には都心への通勤者などが多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転をお願いいたします。（継続）</p>

3 五日市線の改善について

項目	内容
<p>(1) 複線化の 早期実現</p>	<p>① 東秋留駅の改善 東秋留駅の利用者の安全確保のため、踏切を含めた駅施設の早期改善を要望いたします。 (継続)</p> <p>② 武蔵引田駅の整備 武蔵引田駅は、大型事業所の進出、区画整理事業の進展により、駅利用者の大幅な増加が見込まれることから、行き違い施設の新設や駅舎整備を要望いたします。 (継続)</p> <p>③ 五日市線の施設整備 鉄道の利便性向上に向け、ホーム全域を覆う屋根の設置、車両交換施設、混雑が著しい駅における改札口の増設など、駅施設の整備を要望いたします。 また、駅利用者の安全を確保するため、鉄道施設や鉄道施設につながる通路などの維持補修、改善では、JRと自治体間で連携を密にした円滑な協議をされるよう要望いたします。 (継続)</p>
<p>(2) 利用者の利便 性向上</p>	<p>① 電車の増発と直通運転 冒頭で要望した増便に加え、五日市線について、上り線では、午前10時以降の立川直通の増便を要望いたします。下り線では、休日の17、18時台の増便を要望いたします。 また、東京駅から五日市線に乗り入れる直通の電車について、土日を含めて更なる増便を要望いたします。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、生活様式が変化している中で、鉄道の利用状況に応じた始発時間、終電時間の設定を要望いたします。 (継続)</p> <p>② 拝島駅での乗り継ぎ時間の確保 拝島駅において、高齢者などの青梅特快などへの乗り換えが円滑に行えるよう、乗り継ぎ時間の確実な確保を要望いたします。 (継続)</p>

4 八高線の改善について

項目	内容
(1) JR車両基地整備計画の着工	<p>「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることから、車両基地整備について早期に凍結解除され具体的計画に着工するようお願いいたします。 (継続)</p>
(2) 八高線増便と複線化促進	<p>八高線は、八王子駅、拝島駅、箱根ヶ崎駅、東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時においてホーム上および電車内の混雑率は依然として高くなっています。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落など危険な状況にもなりかねません。</p> <p>平成30年度、町民に対して実施した公共交通に関する意向調査においても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望いたします。</p> <p>また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化をお願いいたします。 (継続)</p>
(3) 八高線新駅設置	<p>箱根ヶ崎駅・金子駅間(4.8km)、東福生駅・箱根ヶ崎駅間(3.0km)に新駅の設置を要望いたします。</p> <p>東京都が策定した「2020年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いJR八高線の箱根ヶ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなります。箱根ヶ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせた設置を要望いたします。</p> <p>また、拝島駅・東福生駅間(2.9km)は、沿線には都営住宅、市営住宅などの集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画を要望いたします。 (継続)</p>

5 三線共通の改善について

<p>(1) バリアフリールート の1ルート 確保の早期整備</p>	<p>令和元年9月に東京都都市整備局が「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめました。この中で、駅出入口からホームまで段差なく進めるバリアフリールートについて、利用客数にかかわらず、1ルート確保すること、また、優先整備の視点として、駅の構造・鉄道運営上の特徴において、無人駅が明確に示されております。令和2年3月時点の調査では、都内にあるJR線140駅のうち、未整備は11駅で、そのほとんどが西多摩地域の無人駅であり、早期に整備されることを要望いたします。 (新規)</p>
<p>(2) 駅施設のユニバーサルデザイン およびバリアフリー化の推進</p>	<p>公共輸送における最重要事項として、安全・安心な輸送力が求められており、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化が求められております。 バリアフリー化（車椅子対応エレベーター、スロープ、点状ブロック、多機能トイレの設置、ホームと電車昇降口床面との水平化等）を推進し、交通弱者や高齢者、観光客などにも配慮した、全ての人にやさしい駅としての施設改善を早期に進めるよう要望いたします。 なお、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替えなどの際には、色彩などについて周囲の景観に配慮をお願いいたします。 (継続)</p>
<p>(3) 障害者および交通弱者への合理的配慮について</p>	<p>平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、民間事業者においては、障害者への合理的配慮について、努力義務とされていますが、可能な限り推進に努めていただきますようお願いいたします。 事前に支援申込みが必要なことに対する認識不足から、車椅子利用者などの交通弱者が、無人駅や駅職員がいない時間帯に駅を利用する際、乗降などの支援が受けられない場合があります。事前の申し込み者への支援などを確実に実施いただくよう要望いたします。また、同申し込みの連絡先をより広く周知する等、交通弱者対策の推進をお願いいたします。 (継続)</p>
<p>(4) 指定席券などの購入支援について</p>	<p>指定券の購入などに対し、かつての対面式の窓口が減り、インターネットによる方式が主流となりつつあることは認識しております。しかしながら、インターネットの操作などに不慣れた住民なども存在することから、問合せ先の周知・充実等、インターネットの操作などのさらなる支援をしていただくよう要望いたします。 (新規)</p>

その他の要望事項

1 青梅線の改善について

(1) 特色ある電車の運行

① 臨時列車の運行

かつて運行されていた展望型列車「四季彩号」や、季節ごとに臨時運行されている全車指定席列車は観光客の来訪に大きく寄与しております。

引き続きこのように特色ある臨時列車を運行していただくとともに、さらに多くの観光客が利用できるよう運行路線の追加や増便などにより年間を通して運行いただき、臨時列車のPRなどにも取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

アフターコロナにおける外国人旅行者や観光客の誘致を進めるためにも、東京アドベンチャーラインとして相応しい特色ある列車が運行できるように強く要望いたします。 (継続)

② 休日のホリデー快速「おくたま号」の停車と本数増

羽村駅周辺には、動物公園、羽村取水堰および玉川上水など観光の名所があり、市外からも多くの方が訪れています。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日(6日間)について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、さらに利用者を増加させるために本数の増加をお願いいたします。(継続)

③ 「鎌倉あじさい号」の停車

「鎌倉あじさい号」は、青梅駅・鎌倉駅間を結ぶ増発列車として平成24年6月から運行しているが、その停車駅にあたっては、羽村駅とともに小作駅についてもお願いいたします。(継続)

(2) 青梅線鉄道敷境界の安全対策

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の塀などで軌道敷内への進入を抑止している箇所がありますが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵の設置をお願いいたします。

また、踏切内の通路にひび割れなどが発生し、舗装が悪化している箇所が複数見受けられるため、歩行者などの安全面を考慮し、順次再舗装などの対応をしていただくことを要望いたします。

特に長岡街道踏切は、早期に改善をお願いいたします。(継続)

(3) 待合室の整備

青梅駅以西の駅には、待合室がほとんど整備されていないため、特に降雨、降雪、強風時などに利用者が電車を待つのが大変です。

利用者の快適性、利便性向上のため、待合室の整備をお願いします。(継続)

2 五日市線の改善について

(1) 乗り継ぎ案内などが記載された時刻表の設置

アプリなどが利用できない方でも、五日市線の利便性向上のための課題である乗り継ぎがスムーズに行えるような仕組みの構築を要望いたします。(継続)

(2) 待合室および駅構内へのトイレの整備

五日市線の利便性向上に向け、待合室および駅構内へのトイレの整備等、待合環境の充実を要望いたします。また、トイレの整備に当たっては、洋式トイレを設置くださるよう要望いたします。(継続)

3 八高線の改善について

(1) ラッシュアワーの電車増発等

夕方から夜にかけて、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島駅発の下り電車の増発などラッシュアワーを中心に電車の増発を要望いたします。

拝島駅における青梅線下り電車から八高線下り電車への乗り継ぎ時間が、午後4時台に最大で37分間を要していたが、ダイヤ改正により、39分間に拡大、依然として乗り継ぎに30分以上の時間を要しています。

拝島駅での朝の東京行直通電車への乗り継ぎを含めた、更なる乗り継ぎ時間の短縮、接続の改善などを求めます。(継続)

(2) 東福生駅のバリアフリー化

東福生駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者などが利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。(継続)

(3) 五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ヶ谷ガード）の改良

五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ヶ谷ガード）は、高さ2.4mであり、現在は救急車などの緊急車両が通過できません。また、橋台が道幅6mの市道上にあり、道幅が3.6mとなっており、両方向通行が不可能となっているため、緊急車両の通行が可能となるよう、嵩上げするとともに、橋台の移設により、道幅を6m確保できるよう、改良を要望いたします。（継続）

(4) 福生第一中学校東の八高線教会踏切の改良

福生第一中学校東の八高線教会踏切は、踏切の幅が2.8mしかなく、緊急車両の通行に支障があり、近隣住民は火災や救急などの対応に不安を抱えております。緊急車両の通行のため、踏切の幅を拝島側に1m拡幅していただくよう要望いたします。（継続）

(5) 東福生駅南側・北側の八高線踏切の歩道拡幅

東福生駅南側の八高線福生第二踏切および同駅北側の八高線福生第三踏切は、産業道路から国道16号に抜ける道路で交通量も多く、大型車両の通行が多いが、踏切の前後にある歩道が踏切内で無くなるため、歩行者の交通安全上、支障があります。

東福生駅南側の八高線福生第二踏切は踏切道改良促進法に基づく「改良を実施すべき踏切道」に指定されたので、歩道設置のための拡幅事業への協力を要望いたします。

また、八高線福生第三踏切については、歩行者の安全確保に必要な歩道設置のため、踏切幅の拡幅を要望いたします。（継続）

4 三線共通の改善について

(1) 駅員などの配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、現在、無人駅となっている駅について、駅業務簡易委託作業を導入することを要望いたします。特に、児童の通学時間には人員をホームに配置するなどして安全性の向上に努めていただくようお願いいたします。

また、平成31年4月から八高線箱根ヶ崎駅においては、事務室などの営業時間が短縮され、駅が無人となる時間帯が生じることとなりました。駅が無人となる時間帯が生じることがないよう駅員の配置を併せて要望いたします。

（継続）

(2) ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消、ホームの直線化、ホームドア・可動式ホーム柵の整備などにより、線路上への転落防止を図るよう要望いたします。また、転落者があった場合に備え、列車非常停止警報装置や転落検知マットの設置などを進めるようお願いいたします。(継続)

(3) 安全・安心のための対策について

三線各駅には、安全・安心のため防犯カメラが設置されていることと思われませんが、平成30年度に、三線内の駅ホームにおいて不審者による児童への卑猥な声かけが行われ、その後、当該児童が一時不登校になる事案が発生しました。

このような事案の抑止力として、防犯カメラは大きな効力となりますので、更に増設いただき児童・生徒はもちろんのこと、全ての方が安心・安全に利用できるよう要望いたします。(継続)

(4) 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていないため、降雨、降雪時には特に危険な状況であります。青梅線立川駅以西青梅駅までの間については、2023年度の中央線グリーン車両導入に伴うホーム改良工事の際、延伸部を含め、ホーム屋根の設置がないままに工事完了となっている駅もあり、駅の快適性や利便性が低下する事態となっております。三線各駅に、ホーム屋根の順次設置を推進し、利用者の利便性向上を図るよう、要望いたします。(継続)

(5) JR利用者の自転車等駐車場対策

駅周辺の自転車等駐車場利用者は、電車利用の乗降客が多いことから、各自治体と協議し、自転車等駐車場用地を確保するよう要望いたします。(継続)

(6) JR敷地内の定期的な雑草およびポイ捨てゴミなどの除去

JR敷地内の雑草などが隣接道路や踏切の通行部分までせり出して生い茂り、道幅が狭くなると同時に、視界も悪くなるため、歩行者や車両などの通行の妨げとなる等、危険な状態となっております。特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっております。また、JR敷地内の排水路(開渠)にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂り、初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

さらに、J R敷地内のポイ捨てゴミについても美観を損ねるとの苦情が寄せられています。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート（一部施工済み）の設置および清掃をお願いいたします。併せて、ゴミについても随時回収し環境整備をお願いいたします。（継続）

(7) A E Dの設置について

J R東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などにA E Dを設置することとされています。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっています。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であり、地域住民に限らず観光客なども多く利用していることから、この基準に関わらず無人駅を含む全ての駅にA E Dの設置を進めていただき、乗降客の安全確保をお願いいたします。また、事務室に設置されている場合であっても、事務室の営業時間の短縮に伴い、A E Dを利用できない時間帯が生じています。より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。（継続）

(8) 観光客の集客、地域名産品などの販売協力について

J R主催イベントについて、各自治体の公共施設へのポスター掲出や公式キャラクターの出演などにより協力しているところですが、観光客の増加を図るため、例年開催いただいているスタンプラリーのように、西多摩地域において、駅からハイキングなどJ R主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。

また、駅での自治体などの観光パンフレットの設置・ポスター掲示など自治体主催のイベント周知等、ご協力をお願いいたします。

青梅線および五日市線については、「東京アドベンチャーライン」「青梅線・五日市線の旅」といったキャンペーン展開を通じた沿線各地のイベントへの誘客に加え、平成28年4月から6月にかけて八高線エリアへの誘客に向けた宣伝展開を行っていただいたところです。新型コロナウイルス感染症の影響を見定めながら、引き続きキャンペーン展開を行っていただくとともに、各駅において観光客へのP R（パンフレット・ポスターの設置等）を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、駅売店や駅構内自動販売機などにおいて、その地域の特色ある品物

や自治体のPR品を販売していただき、地域活性化やPRにご協力をお願いいたします。 (継続)

(2) 2022年3月ダイヤ改正に関する緊急要望

2022年3月ダイヤ改正について、青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望と合わせ、令和4年2月22日に、東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長へ要望活動を行った。

[要望書]

西 広 協 第 5 6 号
令 和 4 年 2 月 2 2 日

東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社長 内 田 英 志 様

西多摩地域広域行政圏協議会
会長 浜 中 啓 一

2022年3月ダイヤ改正に関する緊急要望

令和3年12月17日に貴社が行われた「2022年3月ダイヤ改正について」のプレス発表によりますと、八高線におけるワンマン運転開始に伴い、五日市線、八高線の中央快速線直通運転が取り止めになるとされ、住民からは不安の声が寄せられています。

西多摩地域を運行する青梅線、五日市線、八高線は、地域の観光振興という面からも、欠かすことのできない重要な公共交通機関です。そのような状況にもかかわらず、平成27年3月以降、ダイヤ改正による減便が続き、運行本数の少なさに加え、五日市線および八高線において中央快速線直通運転が取りやめになることは、定住促進や観光振興施策等、西多摩地域の発展にマイナス要因となります。このことから、かねてより要望しております、ダイヤ改正前の運行本数の維持・確保や増発と合わせ、五日市線および八高線の中央快速線直通運転の維持・確保をすることについて、強く要望いたします。

以 上

4 共同事業等

(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会

平成3年度から、西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的として体育大会を実施している。平成25年度からは、これまでの競技大会に加えて、ニュースポーツ、障害者スポーツの情報発信および体験の場としてのスポーツフェスタを併せて実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、体育大会とスポーツフェスタを中止とした。

ア 競技大会

(ア) 内 容 バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等14種目の競技を実施

(イ) 開 催 日 令和3年11月21日（日）（中止）

(ウ) 会 場 あきる野市、檜原村を中心とした体育施設

イ スポーツフェスタ

(ア) 内 容 キンボール、ドッジビー、ラインナップ、ボッチャ、スポーツ吹矢、スポーツ輪投げおよびペタンクの情報発信ならびに体験の場

(イ) 開 催 日 令和3年11月20日（土）（中止）

[西多摩地域広域行政圏体育大会開催要項]

1 総 則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的とする。

3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

6 開催の方法

(1) この大会は、毎年度開催する。ただし、大会開催にあたり自然災害等不測の事態が発生した場合は、西多摩地域広域行政圏協議会及び西多摩地域体育協会連絡協議会双方の協議により大会を中止もしくは延期するものとする。

(2) この大会は、次のブロックで順次開催する。なお、前項に規定する大会の中止が決定した場合は、翌年度の開催は輪番に基づいたブロックで開催するものとし、大会の延期が決定した場合は、当該年度の開催ブロックにおいて開催するものとする。

第1ブロック 青梅市、奥多摩町

第2ブロック あきる野市、檜原村

第3ブロック 福生市、日の出町

第4ブロック 羽村市、瑞穂町

(3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。

(4) この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

(5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

(1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。

(2) 大会委員会は、各体育協会会長、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。

(3) 大会委員会は、次の事項を決定する。

ア 実施要項

イ その他重要事項

8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成14年10月から開始した図書館広域利用事業を更に推進するため、図書館広域利用周知用トートバッグを作製しPRを図った。

ア 周知用トートバック

(ア) 作成枚数 820枚

(イ) 配布先 西多摩地域内市町村立図書館

(周知用トートバック)



イ 事業実績

(ア) 広域利用登録者累計数(3年度末) 47,538人

(イ) 令和3年度広域利用登録者数 1,282人

内訳 一般 1,010人 児童 272人

(ウ) 令和3年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名 (図書館)	利用者数 (人)	貸出数(冊・件)				合計
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料等	
青梅市	11,354	19,040	10,899	2,223	6,344	38,506
福生市	18,473	47,010	22,982	4,132	4,278	78,402
羽村市	12,968	25,503	6,347	3,254	3,829	38,933
あきる野市	13,937	52,210	26,338	6,441	3,766	88,755
瑞穂町	2,054	3,083	2,288	365	374	6,110
日の出町	799	1,745	126	128	0	1,999
檜原村	15	26	54	5	1	86
奥多摩町	400	497	254	61	0	812
合計	60,000	149,114	69,288	16,609	18,592	253,603

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する基本合意書]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、基本合意書を締結する。

実施時期、実施方法等詳細については、基本合意書に基づき、協議会を構成する関係市町村の教育委員会で協定を締結することとする。

この基本合意締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 4 月 1 日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の教育委員会は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村教育委員会がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 8 月 1 日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱]

（目的）

第 1 条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

(広域利用の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施(以下「広域利用」という。)する。

(図書館の範囲)

第3条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

(利用者の範囲)

第4条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

(条例・規則等の遵守)

第5条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

(資料の返却)

第6条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

(連絡会議)

第8条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目]

第1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第10条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

第3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

なお、当該市町村の図書館における未所蔵の資料にかかるリクエストについては、当該市町村に居住もしくは在勤、在学する利用者のみ受け付けるものとする。

第5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する。なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この細目は、令和3年1月4日から施行する。

(3) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業を実施している。

令和3年度市町村別消費生活相談件数

(単位:件)

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	45 (48)	2 (6)	3 (6)	2 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	54 (71)
来庁相談	1 (2)	1 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
合計	46 (50)	3 (6)	4 (8)	3 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	58 (75)

注：() 内は前年度

事業経費 0 円

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本8通を作成し、関係市町村はそれぞれ各1通を保有する。

平成18年8月1日

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

(関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

(連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

- 2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(4) 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業

西多摩地域の各市町村が地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を実現できるよう、共同で医療・介護連携に関する事業を実施した。

ア 医療・介護関係者の研修

(ア) 開催日 令和4年2月17日（木）

(イ) 会場 西多摩医師会館2階からリモート配信

(ウ) 対象 西多摩8市町村医療・介護関係者（多職種）等

(エ) 講師 東京都地域災害医療コーディネーター

青梅市立総合病院 救急科部長

肥留川 賢一氏

青梅市立総合病院 看護副師長 感染管理認定看護師

栗田 香織 氏

(オ) テーマ 医療施設・高齢者施設等における感染症流行期の災害（複合災害）対応

(カ) 参加者数 117名

イ 在宅医療・介護ガイドブックの更新

在宅医療・介護ガイドブックについて、記載内容および掲載施設に関する情報を、令和4年1月1日時点に更新し、各市町村へ共有し、ホームページ等へ情報の更新を行った。

(5) 西多摩地域魅力発信PR事業

ア 東京多摩観光フェアへの出展

都心部での西多摩地域PRを行うため、東京多摩観光推進協議会主催の東京多摩観光フェアにおいて、西多摩観光PRブースを設置し、パンフレットの配布を行った。

(ア) 日時 令和3年9月28日から10月2日（5日間）

(イ) 会場 JA東京アグリパーク（渋谷区代々木2-10-12）

イ 東京観光情報センター多摩における西多摩PR事業

西多摩の魅力を一体的に発信するため、「西多摩の秋」と題し、エキュート立川3階の東京観光情報センター多摩において、パンフレットの設置・配布を行った。

(ア) 実施期間 令和3年11月（1か月間）

(イ) 会場 東京観光情報センター多摩（エキュート立川3階）



(6) 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業

西多摩8市町村公立小学校児童の優れた詩文を収集、編纂し、詩文集を発行および頒布することで児童の知性や情緒、表現力を育み、併せて保護者や地域児童の理解に寄与することを目的に、多摩の子・多摩子ども詩集を作成した。

ア 発行回数：年1回（令和4年3月発行）

イ 発行部数：2, 200部

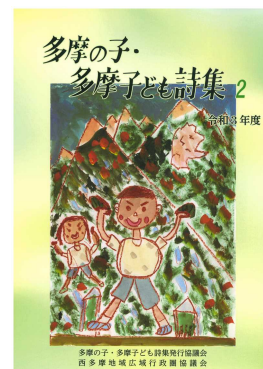
ウ 配布先

(1) 西多摩8市町村の小学校全学級

(2) 西多摩8市町村教育委員会

(3) 西多摩8市町村図書館 等

エ 頒布数（保護者購入数） 1, 402部



(7) アートビューイング西多摩2021

西多摩に在住・活動する芸術家の作品を集め、一体的に発信することで西多摩の芸術文化の知名度を向上させ、芸術活動の推進を図るとともに、文化交流の担い手となる次代の人材の育成を目的とし、アートビューイング西多摩2021を開催した。

ア 日時 令和3年11月20日（土）から令和4年1月16日（日）の45日間

イ 会場 青梅市立美術館

ウ 来場者数 1, 136名

エ 参加作家 西多摩ゆかり（在住・在勤等）の作家21名

オ 関連プログラム

(ア) ワークショップ（全1回定員10名程度）

(イ) 講演会（全1回定員15名程度）

(ウ) 参加作家によるギャラリートーク（全2回）

(エ) 美術館鑑賞教室（青梅市立第七小学校3・4年生対象）

(オ) アーティスト交流授業（青梅市立小学校2校、あきる野市立・日の出町立・奥多摩町立小学校各1校で実施）

5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用

(1) ホームページやツイッター、インスタグラムによる情報発信

平成13年12月運用開始の西多摩地域広域行政圏協議会ホームページは、平成30年度より公式ツイッター、令和元年度より公式インスタグラムを開設するなど、西多摩の広域的な連携活動および圏域の観光・地域資源等を圏域内外に紹介している。

なお、公式ツイッターについては、インターネット環境の関係で、令和3年12月より、運用を休止している。

(2) 実績

ア ホームページアクセス数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月	403	452	617	712
5月	520	421	436	1,038
6月	474	431	434	1,098
7月	699	362	528	988
8月	515	453	497	1,078
9月	481	453	418	1,031
10月	462	569	487	1,246
11月	567	475	460	1,206
12月	394	362	446	1,320
1月	472	597	451	1,692
2月	455	523	396	1,181
3月	432	518	399	1,455
合計	5,874	5,616	5,569	14,045

イ ツイッターフォロワー数

休止中

ウ インスタグラムフォロワー数

111人（令和4年3月末現在）

6 後援名義の使用承認

令和3年度承認事業

第30回青梅舞台芸術フェスティバル

- (1) 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
- (2) 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会
- (3) 実施内容

市民が参加できる舞台鑑賞

ア 日時：令和3年6月13日（日）から令和3年7月22日（木）

イ 会場：ネッツたまぐーセンター（青梅市） 他

ウ 内容：ウエスト・マウンテン・ジャンボリー 他2演目

エ 参加者：約216人

(2) 西多摩地域広域行政圏協議会后援名義使用承認取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(承認の基準)

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

(申請の手続)

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

(承認の条件)

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

(実績報告)

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

(申請の手続)

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

(承認の条件)

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

(実績報告)

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

7 令和3年度歳入歳出決算

(1) 総括表

1 一般会計

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和2年度	備 考
収入済額	3,436,666	3,089,223	
支出済額	2,022,118	2,451,896	
差引残額	1,414,548	637,327	

差引残額の1,414,548円は、令和4年度へ繰り越す。

2 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和2年度	備 考
収入済額	1,270,171	878,171	
支出済額	82,000	23,000	
差引残額	1,188,171	855,171	

差引残額の1,188,171円は、令和4年度へ繰り越す。

3 西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和2年度	備 考
収入済額	84,800	85,300	
支出済額	75,000	60,500	
差引残額	9,800	24,800	

差引残額の9,800円は、令和4年度へ繰り越す。

4 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和2年度	備 考
収入済額	8,000,000	8,000,000	
支出済額	0	0	
差引残額	8,000,000	8,000,000	

差引残額の8,000,000円は、令和4年度へ繰り越す。

5 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和2年度	備 考
収入済額	324,948	361,948	
支出済額	324,000	361,000	
差引残額	948	948	

差引残額の948円は、令和4年度へ繰り越す。

6 西多摩地域広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和2年度	備 考
収入済額	935,641	800,000	
支出済額	690,671	564,359	
差引残額	244,970	235,641	

差引残額の244,970円は、令和4年度へ繰り越す。

(2) 令和3年度歳入歳出決算事項別明細書

一般会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	2,797,000	2,797,000	0			市町村負担額
1 負担金	2,797,000	2,797,000	0			青 梅 市 784,000
1 負担金	2,797,000	2,797,000	0	1 負担金	2,797,000	福 生 市 399,000
						羽 村 市 387,000
						あ き る 野 市 518,000
						瑞 穂 町 273,000
						日 の 出 町 191,000
						檜 原 村 115,000
						奥 多 摩 町 130,000
2 繰越金	638,000	637,327	△ 673			令和2年度からの繰越金 637,327
1 繰越金	638,000	637,327	△ 673			
1 繰越金	638,000	637,327	△ 673	1 前年度繰越金	637,327	
3 諸収入	5,000	2,339	△ 2,661			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000	1 預金利子	0	
2 雑入	4,000	2,339	△ 1,661			会計年度任用職員雇用保険料 2,339
1 雑入	4,000	2,339	△ 1,661	1 雑入	2,339	
歳入合計	3,440,000	3,436,666	△ 3,334			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明	
	当初予算額	流用増減額	計	区 分				金 額
1 会 議 費	370,000	0	370,000			358,500	11,500	1 審議会経費
1 会 議 費	370,000	0	370,000			358,500	11,500	委員報酬 358,500
1 会 議 費	370,000	0	370,000	1 報 酬	370,000	358,500	11,500	
2 事 務 費	1,868,000	0	1,868,000			1,038,972	829,028	1 協議会事務局経費
1 事 務 費	1,868,000	0	1,868,000			1,038,972	829,028	会計年度任用職員
1 事 務 費	1,868,000	0	1,868,000	1 報 酬	1,069,000	667,182	401,818	報酬 667,182
3 職 員 手 当 等				3 職 員 手 当 等	220,000	114,128	105,872	職員手当等 114,128
4 共 済 費				4 共 済 費	18,000	12,829	5,171	社会保険料 12,829
8 旅 費				8 旅 費	21,000	10,455	10,545	旅費 10,455
9 交 際 費				9 交 際 費	15,000	5,000	10,000	交際費 5,000
10 需 用 費				10 需 用 費	126,000	121,640	4,360	消耗品等 57,648
11 役 務 費				11 役 務 費	33,000	26,243	6,757	印刷費 63,992
12 委 託 料				12 委 託 料	28,000	0	28,000	郵送料等 26,243
13 使 用 料 お よ び 賃 借 料				13 使 用 料 お よ び 賃 借 料	338,000	81,495	256,505	P C 賃借料 81,495
3 活 動 費	3,000	0	3,000			0	3,000	
1 活 動 費	3,000	0	3,000			0	3,000	
1 活 動 費	3,000	0	3,000	13 使 用 料 お よ び 賃 借 料	3,000	0	3,000	
4 調 査 研 究 費	636,000	0	636,000			624,646	11,354	1 西多摩ネットワーク事業費
1 調 査 研 究 費	636,000	0	636,000			624,646	11,354	通信費 40,546
1 調 査 研 究 費	636,000	0	636,000	11 役 務 費	46,000	40,546	5,454	ホームページ保守委託料
12 委 託 料				12 委 託 料	590,000	584,100	5,900	584,100
5 予 備 費	563,000	0	563,000			0	563,000	
1 予 備 費	563,000	0	563,000			0	563,000	
1 予 備 費	563,000	0	563,000		563,000	0	563,000	
歳 出 合 計	3,440,000	0	3,440,000			2,022,118	1,417,882	

歳入歳出差引残額 1, 4 1 4, 5 4 8 円 令和4年度へ繰越

令和4年7月20日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	415,000	415,000	0			市町村負担額
1 負担金	415,000	415,000	0			青 梅 市 117,000
1 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業負担金	415,000	415,000	0	1 負担金	415,000	福 生 市 59,000 羽 村 市 57,000 あ き る 野 市 77,000 瑞 穂 町 40,000 日 の 出 町 28,000 檜 原 村 17,000 奥 多 摩 町 20,000
2 繰越金	856,000	855,171	△ 829			令和2年度からの繰越金 855,171
1 繰越金	856,000	855,171	△ 829			
1 繰越金	856,000	855,171	△ 829	1 前年度繰越金	855,171	
歳入合計	1,271,000	1,270,171	△ 829			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	415,000	0	415,000		82,000	333,000	講師謝金 62,000
1 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業費	415,000	0	415,000		82,000	333,000	消耗品等 0 郵送料 0 会場使用料等 20,000
1 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業費	415,000	0	415,000	1 報酬	210,000	62,000	148,000
				10 需用費	108,000	0	108,000
				11 役員費	25,000	0	25,000
				13 使用料および賃借料	72,000	20,000	52,000
5 予備費	856,000	0	856,000		0	856,000	
1 予備費	856,000	0	856,000		0	856,000	
1 予備費	856,000	0	856,000		856,000	0	856,000
歳出合計	1,271,000	0	1,271,000		82,000	1,189,000	

歳入歳出差引残額 1, 188, 171円 令和4年度～繰越

令和4年7月20日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜中 啓 一

西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および 負担金	60,000	60,000	0			市町村負担額
1 負担金	60,000	60,000	0			青 梅 市 17,000
1 西多摩地域 魅力発信 PR事業 負担金	60,000	60,000	0	1 負担金	60,000	福 生 市 9,000 羽 村 市 8,000 あ き る 野 市 11,000 瑞 穂 町 6,000 日 の 出 町 4,000 檜 原 村 2,000 奥 多 摩 町 3,000
2 繰越金	25,000	24,800	△ 200			令和2年度からの繰越金 24,800
1 繰越金	25,000	24,800	△ 200			
1 繰越金	25,000	24,800	△ 200	1 前年度繰越金	24,800	
歳入合計	85,000	84,800	△ 200			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	75,000	0	75,000		75,000	0	オリジナル菓子作成業務
1 西多摩地域 魅力発信 PR事業費	75,000	0	75,000		75,000	0	75,000
1 西多摩地域 魅力発信 PR事業費	75,000	0	75,000	10 需用費	75,000	0	75,000
				12 委託料	0	75,000	△ 75,000
2 予備費	10,000	0	10,000		0	10,000	
1 予備費	10,000	0	10,000		0	10,000	
1 予備費	10,000	0	10,000		10,000	0	10,000
歳出合計	85,000	0	85,000		75,000	10,000	

歳入歳出差引残額 9,800円 令和4年度へ繰越

令和4年7月20日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および 負担金	0	0	0			市町村負担額
1 負担金	0	0	0			青 梅 市 0
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会 負担金	0	0	0	1 負担金	0	福 生 市 0 羽 村 市 0 あ き る 野 市 0 瑞 穂 町 0 日 の 出 町 0 檜 原 村 0 奥 多 摩 町 0
2 繰越金	8,000,000	8,000,000	0			令和2年度からの繰越金 8,000,000
1 繰越金	8,000,000	8,000,000	0			
1 繰越金	8,000,000	8,000,000	0	1 前年度繰越金	8,000,000	
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	8,000,000	0	8,000,000		0	8,000,000	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000		0	8,000,000	
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会開催 事業費	8,000,000	0	8,000,000	12 委託料	8,000,000	0	8,000,000
歳出合計	8,000,000	0	8,000,000		0	8,000,000	

歳入歳出差引残額 8,000,000円 令和4年度～繰越

令和4年7月20日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	324,000	324,000	0			市町村負担額
1 負担金	324,000	324,000	0			青 梅 市 91,000
1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業負担金	324,000	324,000	0	1 負担金	324,000	福 生 市 46,000 羽 村 市 45,000 あ き る 野 市 60,000 瑞 穂 町 32,000 日 の 出 町 22,000 檜 原 村 13,000 奥 多 摩 町 15,000
2 繰越金	1,000	948	△ 52			令和2年度からの繰越金 948
1 繰越金	1,000	948	△ 52			
1 繰越金	1,000	948	△ 52	1 前年度繰越金	948	
歳入合計	325,000	324,948	△ 52			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	324,000	0	324,000		324,000	0	市町村立図書館広域利用周知用オリジナルトートバッグ作製費
1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業費	324,000	0	324,000		324,000	0	324,000
1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業費	324,000	0	324,000	12 委託料	324,000	324,000	0
2 予備費	1,000	0	1,000		0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000		0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000		1,000	0	1,000
歳出合計	325,000	0	325,000		324,000	1,000	

歳入歳出差引残額 948円 令和4年度へ繰越

令和4年7月20日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および 負 担 金	700,000	700,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	700,000	700,000	0			青 梅 市 196,000
1 多摩の子・ 多摩子ども 詩集作成事業 負 担 金	700,000	700,000	0	1 負 担 金	700,000	福 生 市 100,000
						羽 村 市 97,000
						あきる野市 130,000
						瑞穂町 68,000
						日の出町 47,000
						檜原村 29,000
						奥多摩町 33,000
2 繰越金	236,000	235,641	△ 359			令和2年度からの繰越金 235,641
1 繰越金	236,000	235,641	△ 359			
1 繰越金	236,000	235,641	△ 359	1 前年度繰越金	235,641	
歳入合計	936,000	935,641	△ 359			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事 業 費	700,000	0	700,000		690,671	9,329	広域行政圏多摩の子・ 多摩子ども詩集作成委 託料 690,671
1 多摩の子・ 多摩子ども詩集 作 成 事 業 費	700,000	0	700,000		690,671	9,329	
1 多摩の子・ 多摩子ども 詩 集 作 成 事 業 費	700,000	0	700,000	12 委 託 料	700,000	690,671	
2 予 備 費	236,000	0	236,000		0	236,000	
1 予 備 費	236,000	0	236,000		0	236,000	
1 予 備 費	236,000	0	236,000		236,000	0	236,000
歳出合計	936,000	0	936,000		690,671	245,329	

歳入歳出差引残額 244,970円 令和4年度へ繰越

令和4年7月20日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜中啓一

8 実施計画事業に対する財源確保状況

東京都市町村総合交付金(圏域分)充当事業

(単位：千円)

区分	広域行政圏計画 推進事業	西多摩地域広域 行政圏体育大会	西多摩地域における 移住・定住促進事業	地域包括ケアシステ ム連携事業	西多摩地域魅力 発信PR事業	西多摩地域広域行 政圏内市町村立図 書館広域利用事業	多摩の子・多摩子ど も詩集作成事業	合 計	交付金額
負担金	624	0	0	18	75	324	700	1,741	1,160
青 梅 市	175	0	0	5	21	91	196	488	544
福 生 市	89	0	0	3	11	46	100	249	123
羽 村 市	86	0	0	2	10	45	97	240	119
あきる野市	115	0	0	3	14	60	130	322	160
瑞 穂 町	61	0	0	2	7	32	68	170	84
日 の 出 町	43	0	0	1	5	22	47	118	57
檜 原 村	26	0	0	1	3	13	29	72	34
奥 多 摩 町	29	0	0	1	4	15	33	82	39

※ 交付金額は調整される場合があり、実際の各市町村への交付金額と異なる場合がある。

付 属 資 料

○ 西多摩地域広域行政圏協議会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第2章 組織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員7人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会等)

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

第4章 財 務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議会によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

(会 議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○西多摩地域広域行政圏協議会教育長会規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に教育長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この教育長会は、西多摩地域広域行政圏協議会教育長会（以下「教育長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 教育長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき行政圏計画に定める教育に関する事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための教育に関する調査、研究
- (3) 協議会会長が必要と認めた教育に関する事項
- (4) その他教育長会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 教育長会は、関係市町村の教育長をもって組織する。

2 会長は、関係市町村の教育長が協議して定めた教育長をもって、これに充てる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した教育長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 教育長会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。

3 職員は、教育長会会長の命を受け教育長会の事務を処理する。

(会議)

第6条 教育長会は、教育長会会長が招集する。

2 教育長会の議長は、教育長会会長がこれにあたる。

3 教育長は、やむを得ない事情により教育長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 教育長会は、半数以上の教育長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は教育長とみなす。

附則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

(任期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

(令和3年7月30日に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年2回定例的に開催し、全体会議を開催する。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(幹 事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

(目的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

(部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

(1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

(2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

(3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

(4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

(5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

(委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および副市町村長会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成5年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（令和4年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 長	浜 中 啓 一	
委 員	瑞 穂 町 長	杉 浦 裕 之	(会長職務代理)
〃	福 生 市 長	加 藤 育 男	(監事)
〃	羽 村 市 長	橋 本 弘 山	
〃	あ き る 野 市 長	村 木 英 幸	
〃	日 の 出 町 長	田 村 み さ 子	
〃	檜 原 村 長	坂 本 義 次	
〃	奥 多 摩 町 長	師 岡 伸 公	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（令和4年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 副 市 長	小 山 高 義	
委 員	瑞 穂 町 副 町 長	栗 原 裕 之	(会長職務代理)
〃	福 生 市 副 市 長	福 島 秀 男	
〃	羽 村 市 副 市 長	小 林 宏 子	
〃	あ き る 野 市 副 市 長	尾 崎 喜 己	
〃	日 の 出 町 副 町 長	木 崎 孝 二	
〃	檜 原 村 副 村 長	八 田 野 芳 孝	
〃	奥 多 摩 町 副 町 長	井 上 永 一	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会教育長会委員名簿（令和4年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 教 育 長	橋 本 雅 幸	
委 員	奥 多 摩 町 教 育 長	若 菜 伸 一	(会長職務代理)
〃	福 生 市 教 育 長	石 田 周	
〃	羽 村 市 教 育 長	桜 沢 修	
〃	あ き る 野 市 教 育 長	丹 治 充	
〃	瑞 穂 町 教 育 長	鳥 海 俊 身	
〃	日 の 出 町 教 育 長	小 林 道 弘	
〃	檜 原 村 教 育 長	中 村 宗 嗣	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（令和4年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 議 会 議 員	鴨 居 孝 泰
副 会 長	奥 多 摩 町 議 会 議 員	高 橋 邦 男
委 員	青 梅 市 議 会 議 員	結 城 守 夫
〃	〃	小 山 進
〃	福 生 市 議 会 議 員	清 水 義 朋
〃	〃	武 藤 政 義
〃	〃	山 崎 貴 裕
〃	羽 村 市 議 会 議 員	中 嶋 勝
〃	〃	富 松 崇
〃	〃	高 田 和 登
〃	あ き る 野 市 議 会 議 員	中 嶋 博 幸
〃	〃	増 崎 俊 宏
〃	〃	村 野 栄 一
〃	瑞 穂 町 議 会 議 員	古 宮 郁 夫
〃	〃	山 崎 栄
〃	〃	石 川 修
〃	日 の 出 町 議 会 議 員	小 玉 正 義
〃	〃	嘉 倉 治
〃	〃	東 亨
〃	檜 原 村 議 会 議 員	山 寄 源 重
〃	〃	清 水 満 男
〃	〃	峰 岸 茂
〃	奥 多 摩 町 議 会 議 員	小 峰 陽 一
〃	〃	石 田 芳 英

令和3年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <http://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail div0199@city.ome.lg.jp